

広島県告示第三百三十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条の十七第一項の規定によつて、廃棄物が地下にある土地を指定区域として次のとおり指定する。

平成二十六年四月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

指定番号	指 定 区 域	埋立地の区分
二四	東広島市黒瀬町津江字イラスケ一八四二番一の一部、一八四二番二の一部、一八四三番の一部、一八四四番の一部、一八四五番の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第十三条の二第一号